

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族(犯罪被害者等)は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府では、2004年(平成16年)に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年(平成20年)1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム⁷⁸⁾」を立ち上げました。

また、2014年(平成26年)4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例⁷⁹⁾が施行され、各市町村での支援制度は確立されましたが、さらなる支援制度の充実や府民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【取組の方向】

(犯罪等発生直後の支援活動の充実)

犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害等による身体的な被害等に係る診断書料等の公的負担制度の充実、一時避難場所等の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

(初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立)

京都府、京都府警察、京都市、関係行政機関・関係団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会⁸⁰⁾」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。

「京都府犯罪被害者サポートチーム」では、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配慮しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図り、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進め、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を図ります。

(民間支援団体への支援及び連携した取組)

(公社)京都犯罪被害者支援センター⁸¹⁾が行う相談業務や直接的支援⁸²⁾等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を推進します。

行政、警察、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」において、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

(犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発)

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、府民理解の促進を図ります。

さまざまな人権問題

ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人⁸³が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、府民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

京都府では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)⁸⁴」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法⁸⁵」が2015年(平成27年)4月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市(福祉事務所設置自治体)と連携を図りながら、自立支援を推進します。

性的指向・性自認

LGBT⁸⁶等性的少数者の当事者は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる方がおられます。

そうした中、国においては2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律⁸⁷」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和)

また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

2017年(平成29年)に、京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議において、「性的指向と性自認⁸⁸の理解促進等に関する研究会」を設置し、当事者や学識経験者、企業から意見を伺いながら、当事者の困難の状況や可能な取組について研究を進めています。

LGBT等性的少数者に対する社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する府民の理解を深め、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

また、LGBT等性的少数者の当事者やその家族などは様々な悩みを抱えているため、相談体制の充実に努めます。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援を行っています。

こうした取組と併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発を推進する必要があります。

アイヌの人々・婚外子・識字問題

2019年(平成31年)「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律⁸⁹⁾」が成立しました。この法律は国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。

アイヌの人々の民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めています。

婚外子(嫡出でない子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

京都府内には、同和問題(部落差別)をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字問題があります。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置づけ、1990年(平成2年)の「国際識字年」や、2003年(平成15年)からの「国際識字の10年」を通して、取組を推進してきており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、各人権問題の状況に応じて取り組んでいます。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認

定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国際連合においては、2003年(平成15年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国は2005年(平成17年)の国連総会決議を踏まえ、2006年(平成18年)6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

京都府においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、国や市町村とも連携して、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、2014年(平成26年)9月に、京都府拉致問題連絡会議を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくりを進めています。

府民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して周知・広報に努めるなど、国や市町村とも連携し、広く府民に対する啓発活動を推進します。

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

新型コロナウイルス感染症による人権問題

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっているとの指摘もされているところです。新型コロナウイルス感染症蔓延の初期段階においては中国人など特定地域の人々を排斥するような動きがあり、その後、100年に一度の衛生上の危機と言われるパンデミック(感染症の世界的大流行)により社会不安が高まり、ウイルスを遠ざけたい気持ちから、ウイルスにかかわる人や集団など目に見えるものを対象にそれを排除しようとする行動や、同調圧力の高まりから自粛警察(私的に取り締まりや攻撃を行う行為や風潮)と呼ばれるものにつながっていると考えられます。

こうした行為は人格や尊厳を不当に侵すだけでなく、感染が疑われる症状のある方が医療機関や保健所等に届け出ることを躊躇され、更なる感染拡大につながるおそれもあります。

我々の闘う相手は「ウイルス」であって「人間」ではないことや、この感染症は誰もが感染しうる病気であることなどを訴える中で、府民へ正確な情報に基づく適正な行動を呼びかける必要があります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定するとともに、厚生労働大臣及び都道府県知事は、「感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。」とされています。

外国籍府民には、国、府、市町村等から感染情報のほか各種支援情報等が随時発信されているところですが、日本語のわからない外国籍府民には十分伝わらず、必要な支援を受けられない可能性があります。

【取組の方向】

感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、絶対に行わないようにすること等の呼びかけや憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発活動を推進します。

また、SNS等インターネット上の差別や誹謗中傷等の書き込みに対しては、インターネットモニタリングに「新型コロナウイルス感染症」を追加するとともに、府民のネットリテラシーのための取組を進めます。

差別やいじめ等にあった方には人権相談窓口があり、弁護士会と連携した人権問題法律相談や、「京都こころのライン相談」など、コロナ差別に関する相談体制の充実に取り組みます。

医療現場では、患者のプライバシー保護の観点から、個人が特定されないことがないよう配慮しつつ、ケースに応じ、感染拡大防止に必要な情報に限定して公表するとともに、医療従事者や患者、その家族等が不当な差別を受けないよう、正しい知識の普及に努めます。

教育現場では、正しい情報を得るとともに、不安や恐れから差別や偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷等が生じないように、児童生徒の発達段階に応じた教育を進めます。

外国籍府民には、必要な情報が確実に届くよう、多言語での情報発信、関係機関への周知等を引き続き行っていくとともに、市町村、国際化協会、地域日本語教室等と連携しながら、生活支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に関する人権課題はこれにとどまるものではなく、さらに、今後、新たな課題が発生する可能性もあることから、関係機関が協力・連携して必要な施策に取り組む必要があります。

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNS等さまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)⁹⁰」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等⁹¹に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されています。

京都府では、2016年度(平成28年度)に、行政機関や青少年団体、関係事業者等を構成員とする「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」を設置し、インターネットを利用する機会の多い青少年が被害やトラブルにあうことなく、安心して快適に利用できる環境づくりを進めてきたところです。

また、2017年度(平成29年度)より青少年ネット被害相談窓口を設置し、青少年やその保護者などからの相談に対応しているほか、インターネット被害等に係るインターネットやSNS等でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請につなげるため、「ネットいじめ通報サイト」を開設していますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、府民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【取組の方向】

(教育・啓発の推進)

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー⁹²(流通する情報を活用する能力)の向上を図り、府民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング(利用制限)サービス⁹³の利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

また、市町村、関係機関等と連携し、府内各地域で啓発パンフレット「インターネットと人権の話」の研修等での活用や「インターネットと人権に関する府民講座」を開催するなど、引き続き家庭や地域でのインターネットの適切な利用とネットリテラシー向上のための取組を進めます。

悪質な情報発信、誹謗中傷が後を絶たないことから、総務省においては、「インターネット上の誹謗中傷への対策に関する政策パッケージ」(2020年(令和2年)9月)がとりまとめられ、

- (1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動
- (2) プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウントビリティ向上
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

を位置づけ、これらの進捗状況等の検証実施を行い、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携した早急な対応を行うこととされています。京都府としても、インターネットモニタリングを充実させるとともに、被害回復のための実効性のある取組を進めます。

(悪質な情報発信への対応等)

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、特に人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、府内市町村や他都府県と連携し法務省やプロバイダに対し削除要請を行います。

引き続き、「ネットいじめ通報サイト」の運営やSNS相談等の取組により、SNS等でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請を行います。

さらに、警察や法務局、市町村等とより連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

個人情報保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

【取組の方向】

(適正な取扱い)

京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

(身元調査の防止)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、府民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、府民や関係者への啓発を推進します。

2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、「本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも引き続き市町村を支援していきます。

安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、職場でのセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

職場のパワーハラスメントについては、2016年度(平成28年度)に厚生労働省が実施した調査によると、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人は32.5%であり、都道府県労働局における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も2018年度(平成30年度)には8万件を超えています。京都労働局の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数に関しても、2018年度(平成30年度)は前年度から152件増加(8.9%増)で過去最高の相談件数となり、対策は喫緊の課題となっていることから、2019年(令和元年)に一部改正された、「労働施策総合推進法」が2020年(令和2年)6月に施行され、職場におけるパワーハラスメント等の防止対策が事業主に義務付けられました(中小事業主については2022年(令和4年)4月)。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章⁹⁴」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

【取組の方向】

(ハラスメント対策)

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府では、府内企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」派遣等の支援を行います。

一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスをを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

(ワーク・ライフ・バランスの取組)

京都府では、ハラスメント対策に取り組むほか、「輝く女性応援京都会議」のもと、「京都女性活躍応援計画」を策定し、京都労働局・京都府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、オール京都で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を進めます。

取組に当たっては、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を進めます。

（就労環境の改善）

長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組みます。

また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労働教育の充実を図るとともに、京都府ホームページ等で労働関係法を分かりやすく解説するなどの周知・啓発を強化します。

自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

こうしたことから、京都府自殺対策に関する条例を2015年（平成27年）3月に制定（同年4月1日施行）し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進しています。

また、減少傾向にあった府内の自殺者数が、2020年（令和2年）は、増加に転じたことを受け、若者をはじめ、コロナ禍等により孤立感を深める方や生活への不安を抱える方への対応も必要です。

【取組の方向】

（総合的な自殺対策の推進）

京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

（人材の確保、養成）

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

（相談その他の支援の提供体制の充実）

市町村や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施します。

(啓発の推進)

京都いのちの日(毎年3月1日)を初日とする3月の自殺対策強化月間に府民の理解促進、自殺予防の取組等を集中的に実施します。

災害時の配慮

【現状と課題】

体育館などの一般避難所に指定されている施設は本来の利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人などの災害要配慮者の方々が長期の生活をする場として適していません。

2011年(平成23年)の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化がされていない一般避難所で長期の生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩す、又は悪化し、死に至るという災害関連死が多発しました。災害発生直前までは健康だった方も、怪我や避難所での生活が長期間続くことで要配慮者になることも考えられます。

2016年(平成28年)4月の熊本・大分地震では要配慮者の方が、一般避難所のユニバーサルデザイン化が進んでいないことから、倒壊寸前の自宅や、車中泊により避難生活を送る事例や、指定の福祉避難所に住民が殺到したことで、福祉避難所としての本来の役割を発揮することができない事案が発生しました。

このような状況を防ぐためにも、一般避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、「要配慮者相談窓口」や「静養室」、「授乳室」、「ベッドコーナー」、「補助犬コーナー」などを設置し、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要です。

さらに新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の環境整備や、住民が指定緊急避難所に殺到しないように、ホテルや旅館等の民間施設を活用するなど、避難先の分散化が重要です。

頻発化、激甚化する風水害等に備え、府内市町村と連携のもと、今一度地域毎の危険性を地域全体で共有したうえで、消防団員や自主防災組織等を中心に、地域で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、障害者や高齢者等の災害時要配慮者も含めた避難の実効性を確保する必要があります。

京都府では、非常時専任職員として担当市町村へ参集する仕組みを構築しているほか、災害復旧・被災者支援等を行う被災地緊急サポートチームを制度化し、災害時応急対応業務マニュアルを策定することでさらなる充実化を図っています。

【取組の方向】

いざという災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面(人材の養成)にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことのできる避難所の体制整備を推進します。

要配慮者の避難を円滑に行うため、市町村における個別避難計画の作成を促進します。

避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等へのきめ細かな配慮がなされるよう市町村と連携して対応を進めます。

市町村災害ボランティアセンターの充実に向けて、府災害ボランティアセンターの初動支援チームの養成及び訓練を実施するなど、体制を強化します。

また、水害時等に円滑に住民が避難できるよう、府内全市町村の水害等避難行動タイムラインのモデル策定を支援します。また、災害時に適時的確に避難を促す災害時声掛け人材を養成するとともに、消防団員や自主防災組織が中心となり地域で災害時要配慮者への対応を含めた各種避難訓練に取り組む災害時避難行動円滑化事業を実施します。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。京都府としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題(部落差別)などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を推進します。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。